

津島市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (2) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。

(個人情報ファイル簿等の作成)

第3条 市の機関は、法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿のほか、当該市の機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第6項に定める事項を記載した帳簿を作成し、公表するものとする。

2 法第75条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により作成し、及び公表する帳簿について準用する。この場合において、法第74条第2項第9号中「政令」とあるのは、「市の機関の規則（市の機関の規程を含む。）」と読み替えるものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等（法第82条各項の決定をいう。以下同じ。）は、開示請求（法第76条第1項の規定による開示の請求をいう。以下同じ。）があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、津島市手数料条例（平成17年津島市条例第35号）に定める額とする。

2 法第87条第1項の規定に基づき、文書又は図画に記録されている保有個人情報について写しの交付により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの作成及び送付に準ずるものとして市の機関の規則（市の機関の規程を含む。）で定めるものに要する費用を負担するものとする。

(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、津島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の改廃の立案をしようとする場合
- (2) 法第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(法の施行の状況の公表)

第8条 市長は、市の機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(津島市個人情報保護条例の廃止)

第2条 津島市個人情報保護条例(平成16年津島市条例第27号)は、廃止する。

(津島市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の津島市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第34条の2の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第8号に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機(入出力装置を含む。)を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(津島市情報公開条例の一部改正)

第4条 津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(津島市手数料条例の一部改正)

第5条 津島市手数料条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)